三次市教育委員会議案第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(案)新旧対照表

第1条(三次市教育委員会公告式規則の一部改正)

改	正	案	現	行
(趣旨)			(趣旨)	
第1条	の規則は,	地方教育	第1条 この	り規則は、地方教育
行政の組	1織及び運営	に関する	行政の組織	畿及び運営に関する
法律 (昭	召和31年法	ま律第16	法律 (昭和	131年法律第16
2号) 第	第15条第2	2項の規定	2号) <u>第</u> 1	14条第2項の規定
に基づき	, 教育委員会	<u> </u>	に基づき,	三次市教育委員会
			<u>(以下「</u>	教育委員会」とい
	定める規則	川その他教	<u>う。)</u> の気	定める規則その他教
育委員会	その定める訓	令で公表	育委員会⊄	り定める訓令で公表
を要する	るもの(以	下「規則	を要する	もの(以下「規則
等」とい	いう。) のな	:告式を定	等」という	う。) の公告式を定
める。			める。	
(規則等の	つ公布)		(規則等のな	公布)
第2条 略			第2条 略	
2 規則等	を公布する	らときは,	2 規則等を	と公布するときは,
番号,年	三月日, 公布	万の旨の前	番号,年月	月日、公布の旨の前
文及び参	女育委員会名	る記入し	文及び教育	育委員会名を記入し
て教育長	<u>も</u> が署名する	うものとす	て <u>委員長</u> カ	ぶ署名するものとす
る。			る。	
3 略			3 略	

第2条(三次市教育委員会会議規則の一部改正)

改 正 案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 教育委員会	第1条 三次市教育委員会(以下
	会 <u>「教育委員会」という。)</u> の会
議(以下「会議」という。)そ	の 議(以下「会議」という。) その
他の議事の運営については、地	方 他の議事の運営については、地方
教育行政の組織及び運営に関す	る 教育行政の組織及び運営に関する
法律(昭和31年法律第162	法律(昭和31年法律第162
号)に規定するもののほか、こ	の 号) に規定するもののほか, この
規則の定めるところによる。	規則の定めるところによる。
	_(委員長及び委員長職務代理者

		_		
				
-				
•				

(会議の招集)

第2条 会議は<u>,教育長</u>が必要と認めるとき又は委員2人以上の者から書面で会議に付議すべき事件を示して請求があったときに招集する。

第3条 略

2 会議の招集を行った場合に は<u>教育長</u>は,直ちに会議開催の場所及び日時,会議に付 議すべき事件を告示するもの とする。ただし,急施を要す る場合は,この限りでない。

(参集及び欠席)

<u>第4</u>条 略

- 2 委員は、招集に応ずること ができないときは、その事由 を付して会議開会前までに<u>教</u> 育長に届け出なければならな い。
- 3 出席委員が定足数に充たないときは<u>,教育長</u>は,相当の時間を経て再び出席委員の数

の選挙)

第2条 委員長及び委員長職務 代理者の選挙は、会議におい て、無記名投票により行い、 有効投票の最多数を得た者 (その者が2人以上あるとき は、これらの者のうちからく じで定めるもの)をもって当 選人とする。

(職務の代理)

第3条 委員長及び委員長職務 代理者に事故があるとき又は 委員長及び委員長職務代理者 が欠けたときは、先任の委員 (先任の委員が2人あるとき は、これらの者のうち年長の もの)が委員長の職務を代理 する。

(会議の招集)

第4条 会議は<u>,委員長</u>が必要 と認めるとき又は委員2人以 上の者から書面で会議に付議 すべき事件を示して請求が あったときに招集する。

第5条 略

2 会議の招集を行った場合に は<u>、委員長</u>は,直ちに会議開 催の場所及び日時,会議に付 議すべき事件を告示するもの とする。ただし,急施を要す る場合は,この限りでない。

(参集及び欠席)

第6条 略

- 2 委員は、招集に応ずること ができないときは、その事由 を付して会議開会前までに<u>委</u> <u>員長に届け出</u>なければならな い。
- 3 出席委員が定足数に充たないときは<u>、委員長</u>は、相当の時間を経て再び出席委員の数

を調査し、なお、定足数に充一 たないときは、休会とする。

4 委員は、会議の中途で退席 しようとするときは, その事 由を付し教育長に届け出なけ ればならない。

(開会及び閉会)

第5条 開会及び閉会の宣告 は,教育長が行う。

(会議の順序)

第6条 会議は、おおむね次の 順序で行う。

(1)~(6) 略 (動議の提出)

第7条 略

2 動議が提出されたときは, 教育長は,会議に諮って,こ れを議題としなければならな \,\°

(発言の許可)

- 第8条 動議を提出し、又は 討論しようとする者は,教育 長の許可を得て発言しなけれ ばならない。
- 2 略 (発言内容の制限)

第9条 略

2 教育長が散会,延会又は休 会を宣言した後は、何人も議 事について発言してはならな V10

(請願及び陳情)

第10条 教育委員会に対し て、請願又は陳情をしようと する者は,教育長の許可する 時間内において,事情を述べ ることができる。

(採決)

第11条 教育長において論旨 が尽きたと認めたときは,会 を調査し、なお、定足数に充 たないときは,休会とする。

4 委員は、会議の中途で退席 しようとするときは, その事 由を付し委員長に届け出なけ ればならない。

(開会及び閉会)

第7条 開会及び閉会の宣告 は<u>, 委員長</u>が行う。

(会議の順序)

第8条 会議は、おおむね次の 順序で行う。

(1)~(6) 略 (動議の提出)

第9条 略

2 動議が提出されたときは,_ 委員長は,会議に諮って,こ れを議題としなければならな \\,

(発言の許可)

- 第10条 動議を提出し、又は 討論しようとする者は,委員 <u>長</u>の許可を得て発言しなけれ ばならない。
- 2 略 (発言内容の制限)

第11条 略

2 委員長が散会,延会又は休 会を宣言した後は、何人も議 事について発言してはならな \\,

(請願及び陳情)

第12条 教育委員会に対し て、請願又は陳情をしようと する者は,委員長の許可する 時間内において、事情を述べ ることができる。

(採決)

第13条 委員長において論旨 が尽きたと認めたときは,会 議に諮って採決しなければな 議に諮って採決しなければな らない。

(採決の方法)

- 第12条 教育長は、順次、各 委員の賛否の意見を求めて採 決する。
- 2 教育長は、必要があると認 めるときは、会議に諮って記 名又は無記名の投票によって 採決することができる。

(修正動議の採決)

- 第13条 略
- 2及び3 略

(会議の傍聴)

- 第14条 会議は,教育長の許 可を得て傍聴することができ る。ただし、その決議により 秘密会としたときは,この限 りでない。
- 2 略

(会議録の調整)

第15条 会議録は,教育長が 事務局職員の中から指名して

を作成させる。

第16条 会議録には,教育長 及び出席委員が署名しなけれ ばならない。

(会議録の記載事項)

第17条 略

(1)~(8) 略

(9) 前各号に掲げるもののほ か,教育長又は会議において 必要と認めた事項

(異議の決定)

第18条 会議録に記載した事 項に関して,委員の中に異議 があるときは,教育長は,こ れを会議に諮って決定する。 (その他)

第19条 この規則に定めるも |

らない。

(採決の方法)

- 第14条 委員長は,順次,各 委員の賛否の意見を求めて採 決する。
- 2 委員長は、必要があると認 めるときは、会議に諮って記 名又は無記名の投票によって 採決することができる。

(修正動議の採決)

- <u>第1</u>5条 略
- 2及び3 略

(会議の傍聴)

- 第16条 会議は,委員長の許 可を得て傍聴することができ る。ただし、その決議により 秘密会としたときは、この限 りでない。
- 2 略

(会議録の調整)

- 第17条 会議録は,委員長が 事務局職員の中から教育長の 推薦する者を指名して,これ を作成させる。
- 第18条 会議録には、出席委 員 が署名しなけれ ばならない。

(会議録の記載事項)

- 第19条 略
- (1)~(8) 略
- (9) 前各号に掲げるもののほ か,委員長又は会議において 必要と認めた事項

(異議の決定)

- 第20条 会議録に記載した事 項に関して,委員の中に異議 があるときは,委員長は,こ れを会議に諮って決定する。 (その他)
- 第21条 この規則に定めるも ののほか、必要な事項は、教 ののほか、必要な事項は、委

第3条(三次市教育委員会傍聴規則の一部改正)

改 TF. 案

(目的)

第1条 この規則は,教育委員

の会議の傍聴 について必要な事項を定め, 会議の円滑かつ適正な運営を 図ることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 教育委員会の会議を傍 聴しようとする者は、自己の 氏名,住所その他教育長の必 要と認める事項を告げて,教 育長の許可を受けなければな らない。

(傍聴することができない者)

第3条 略

- (1)及び(2) 略
- (3) 前2号に掲げるもののほ か,教育長において傍聴を不 適当と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第4条 略

- (1)~(3) 略
- (4) 教育長の許可を受けない で, 写真機, 録音機その他 録音又は録画を目的とする 機器を持ち込み, 使用しな いこと。
- (5) 略

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は,前条の規定 に違反して教育長が退席を命 じたとき, 又は三次市教育委 員会会議規則(平成16年三 次市教育委員会規則第3号) 第14条第1項ただし書の規 定により秘密会とすることを (目的)

現

第1条 この規則は, 三次市教 育委員会(以下「教育委員 会」という。)の会議の傍聴 について必要な事項を定め, 会議の円滑かつ適正な運営を 図ることを目的とする。

行

(傍聴の手続)

第2条 教育委員会の会議を傍 聴しようとする者は、自己の 氏名,住所その他委員長の必 要と認める事項を告げて,委 員長の許可を受けなければな らない。

(傍聴することができない者)

第3条 略

- (1)及び(2) 略
- (3) 前 2 号に掲げるもののほ か,委員長において傍聴を不 適当と認める者

(傍聴人の行為の制限)

第4条 略

- (1)~(3) 略
- (4) 委員長の許可を受けない で, 写真機, 録音機その他 録音又は録画を目的とする 機器を持ち込み、使用しな いこと。
- (5) 略

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は,前条の規定 に違反して委員長が退席を命 じたとき、又は三次市教育委 員会会議規則(平成16年三 次市教育委員会規則第3号) 第16条第1項ただし書の規 定により秘密会とすることを

委員長が宣言したときは, 直 ちに退席しなければならない。

(教育長の指示)

第6条 第2条から前条までに 定めるもののほか、傍聴人 は<u>教育長</u>の指示に従わなけ ればならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもの のほか、傍聴に関し必要な事 項は、教育長が別に定める。 委員長が宣言したときは、直 ちに退席しなければならない。

(委員長の指示)

第6条 第2条から前条までに 定めるもののほか, 傍聴人 は<u>, 委員長</u>の指示に従わなけ ればならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもの のほか、傍聴に関し必要な事 項は、委員長が別に定める。

第4条(三次市教育長に対する事務委任規則の一部改正)

 改
 正
 案
 現
 行

(委任する教育事務)

第1条 教育委員会

(1)~(8) 略

(9) <u>法第26条の規定</u>による 教育委員会の権限に属する 事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価に関するこ と。

(10)~(13) 略

(委任する教育事務)

第1条 三次市教育委員会(以下「教育委員会」という。) 下「教育委員会」という。) は,地方教育行政の組織及び 運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以第26条第 1項の規定に基づき,教育 員会の権限に属する事務のき ち,次に掲げるものを「教 を、次市教育長(以下「教育 長」という。)に委任する。

(1)~(8) 略

(9) <u>法第27条の規定</u>による 教育委員会の権限に属する 事務の管理及び執行の状況 の点検及び評価に関するこ と。

(10)~(13) 略